

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新たに滋賀県教育委員会建設工事等総合評価審査委員会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県教育委員会建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該委員会の委員の数、構成および任期について必要な事項を定めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則 省略 別表 (第2条関係) 1 知事の附属機関					本則 省略 別表 (第2条関係) 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
					滋賀県教育委員会 建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する教育委員会等の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間

滋賀県警察本部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する警察本部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 警察本部の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
-----------------------	---	-------	---	---------------------

以下 省略

滋賀県警察本部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する警察本部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 警察本部の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
-----------------------	---	-------	---	---------------------

以下 省略